

「時間外及び休日労働に関する協定（36 協定）の締結について」  
（市従港湾支部 本交渉議事録）

日時：令和6年3月26日（火） 17：00～17：30

場所：大阪港湾局 第1会議室

出席者

（大阪港湾局）

局長、理事、総務部長、人事・港湾再編担当課長、人事・港湾再編担当課長代理、事務局

（大阪市従業員労働組合港湾支部）※以下「市従」と表記

支部長、副支部長、書記長、調査部長、調査担当部長、組織部長、組織担当部長、福祉対策部長、福祉対策担当部長

（局）

- ・ ただいまから、「時間外及び休日労働に関する協定（36 協定）の締結について」の交渉を始めてまいります。
- ・ 早速ではございますが、協定書を提案させていただきます。
- ・ お手元の「協定書（案）」をご確認ください。

（局）

- ・ 令和6年度の36協定締結にあたりまして、協定書（案）の説明をさせていただきます。記載しております内容につきましては、1枚目と2枚目の表中にございます「労働者数」欄につきまして、「各担当における退職等に伴う職員数の変化」により、「各業務の種類ごとの労働人数」欄を変更しております。
- ・ その他は、今年度分と同じものとなっております。
- ・ 説明は以上となります。よろしくお願いたします。
- ・ それでは、ただ今の提案に対しまして、ご質問・ご意見等ありましたらお受けしたいと思っております。

（市従）

- ・ 災害発生時の職員の勤務労働条件について、石川県能登半島地震関連の報道では、災害対応職員が140時間以上の時間外勤務が発生しているケースもあるとされていた。
- ・ 今後大阪府域においても、甚大な被害が想定されている南海トラフ大地震や上町断層帯地震はいつ発生してもおかしくない状況である。
- ・ 発災直後の初動から復旧・復興作業に至るまで、現業職員が現場の最前線で活動を行うことになる。動員体制における参集基準や勤務労働条件等は労使合意を前提に協議をすよう求めておく。
- ・ また、総務局が作成した「災害対応における基本的な考え方」に勤務シフトの参考パタ

ーンは存在するが、大阪港湾局の作業実態に適したものなのかどうかは精査すべき事項であると考えている。

- ・ 災害時には 36 協定が除外される状況も想定されるが、時間外勤務や職員の健康管理について人間味のある十分な対応をお願いする。

(局)

- ・ 時間外勤務や職員の健康管理につきましては、事中事後で職員に労働災害や心身の不調が発生しないよう、勤務シフト等の設定には十分留意し、規模に応じて柔軟に対応出来るよう努めてまいります。長期間にわたって 24 時間体制が必要な場合の勤務時間の割り振り変更・勤務シフトの確立や、休日勤務等の勤務労働条件についての諸課題は、一方的な判断をすることなく「大阪市労使関係に関する条例」に基づき、皆様方と誠実に交渉・協議してまいります。
- ・ 当時の人事室が作成している「災害時における職員の健康管理マニュアル」や「災害対応における基本的な考え方(勤務条件関連等)」につきましても、作業実態と齟齬が生じないよう、各現場の意見を尊重し、出来得る限りの対応を行ってまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

(市従)

- ・ 災害時についての対応だが、こちらとしても最大限、初期初動、復旧・復興作業に尽力していくつもりであるので、職員の健康管理、超過勤務・時間外労働についての的確に対応するよう求めておく。

(市従)

- ・ 協定書の 1 枚目にある「事業の種類」「事業の名称」について「大阪港湾局(営業推進室/計画整備部)」としてあり、「事業の所在地」については第二突堤事務所の住所が記載してある。毎年この住所だが何か理由はあるのか。技能職員に関わる住所であれば、鶴町基地が記載されていない。

(局)

- ・ 今年度と同様にしております。ATC、第二突堤事務所、鶴町事務所と住所を 3 カ所で記すのか、一番人数の多いところの住所で届け出をするのか、労働基準監督署に確認いたします。

(市従)

- ・ 以前、労働基準監督署から協定届の提示を求められた際に、「労働組合と局で締結しているのが事業所にはない」と説明したが「事業所にも置いておかなければならない」との指摘があった。そのうえでの確認である。

(局)

- ・ 労働基準監督署に確認いたします。

(市従)

- ・ 36 協定の提案を受けたが、こちらの認識、そして数点の指摘をさせていただく。
- ・ 業務執行体制の構築・職員の配置に関しては、組合員の勤務労働条件に大きく影響を及ぼす可能性がある、重要な事項だと認識している。
- ・ 協定届には、時間外労働をさせる必要のある具体的事由、業務の種類、労働者数が明記されている。
- ・ 時間外・休日労働については、時間内では収まらない業務や休日では行えない業務、そして突発的事象の対応が必要な緊急業務等であると認識している。組合員は日頃より、限られた人員と予算の中で創意工夫を重ね業務を遂行しており、緊急時にはこれまでの技術・技能・知識・経験を基に対応にあたっている。そうした組合員の努力を改めて認識するように求めておく。
- ・ そして、安全に業務が行えるよう、過度な超勤抑制をせず、安心して作業が行うことができる環境の整備を求めておく。
- ・ 加えて、この間の新規採用者には女性の職員もいる。そして 60 歳以上の職員も年々増えていく。女性職員や高齢職員の能力が最大限発揮できる職場環境についても適切に対応していただくよう求めておく。
- ・ 新規採用者の育成についてだが、スタッフ職、研修担当を十分に活用し、それらの職員がいない職場においても、現場の意見を踏まえ、丁寧な対応をお願いする。そして、業務に必要な資格・免許の予算の確保、安全衛生教育・特別教育の迅速な実施を重ねてお願いする。

(局)

- ・ 突発的な事象の対応・災害等緊急時における直営の現場対応力につきましては、とても大きなものであると認識しており、日々の業務に精励いただいておりますことを含めまして、この場をお借りし改めて御礼申し上げます。
- ・ 近年、ワーク・ライフ・バランスの推進等働き方改革が社会全体の課題とされる中、本市におきましても、時間外勤務の上限規制を設ける等、超過勤務の縮減に取り組んでいるところですが、特に災害時等の緊急時において突発的な対応が求められる場合には、令和元年に定められた「災害対応における基本的な考え方」に従って対応するほか、事前に勤怠について情報提供を行う等、丁寧な対応に努めてまいります。
- ・ 職場環境の整備におきましても、労働安全衛生法第 62 条や厚生労働省策定のエイジフレンドリーガイドライン、昨今の女性の社会進出状況等を踏まえ、施設・設備・装置の改善の検討及び労働者の安全と健康確保に努めてまいります。また、業務に必要な資格・免許の取得等に関しましても、各職場と連携しながら遺漏のないように対応してまいります。

- ・ 今後も現場の意見を聴きながら、職員が勤めやすく、若手職員の育成が行いやすい環境づくりを行ってまいりますので、何卒よろしくお願いたします。

(市従)

- ・ ただいま課長から職場環境の整備をしていくとの答弁をいただいた。予算が必要なこともあるかもしれないが、新規採用も再開しており、次世代その次の世代に技術・技能が継承されるよう、また大阪港湾局の発展に寄与できる人財を育成するため力を注いでいただきたいので、よろしくお願する。
- ・ 協定届の内容を確認するに、突発的な工事であっても対応できる時間であると考えているが、職員の健康保持には努めていただきたい。
- ・ 労働組合として超過勤務を推奨しないが、現場では要員不足の状況であり 1 人 1800 時間で不足する労働時間が発生するのは致し方ないことである。過去にあったように超過勤務を振替休日にする等、局の一方的な判断をしないように求めておく。
- ・ 36 協定は労使で締結しなければならない事項である。この間、特別条項に関わる場合は係員から書記長にメールが送られている。協定書の通り法定労働時間を超える場合は労使交渉である。交渉となると決裁権のある課長が書記長とやり取りするのが基本であると認識したうえで取り扱うよう求めておく。
- ・ 職員の健康保持を行うとともに、要員不足による超過勤務の抑制、一方的な休日勤務等の判断をしないということであれば、36 協定を締結する。

(局)

支部長よりご了承いただきましたので、協定書に調印をお願いいたします。

### 「協定書への調印」

(局)

- ・ それでは、最後に局長からごあいさつ申し上げます。

(局)

- ・ 本日は、私どもからご提案させていただきました「時間外及び休日労働に関する協定（いわゆる 36 協定）」にご理解をいただき、ありがとうございます。
- ・ 皆様方におかれましては、港湾行政サービスの担い手として、現場の第一線で日々業務に精励いただいております。厚く御礼申し上げます。
- ・ また、台風をはじめとする自然災害が発生した際には、現場を熟知した皆様方の技術・技能、知識や経験が必要と考えておりますので、引き続きよろしくお願申し上げます。
- ・ 大阪港湾局の将来の直営体制につきましては、平成 31 年 3 月に当局で定めた直営事業改革案を基に各職場で真に必要な将来の直営体制について詳細な検証を行ってきたところですが、今年度においては、直営事業改革案の更新版の策定に向け、これまで

の各職場の検討状況について取りまとめを行ったところであり、来年度中に新たな方向性を示してまいりたいと考えております。また、港を維持していく為に培ってきた技術やノウハウは非常に貴重なものであるといった認識は変わっておりません。限られた職員数で、かつ年々高齢化していく中、現在の業務執行体制の充実・強化と、これまで培ってきた技術やノウハウが途絶えないよう、将来的な採用を含め、今後も「直営事業改革プロジェクトチーム」において直営事業の将来体制について議論を続けてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

- 最後に、技能職員につきましては、採用が再開されておりますが、退職補充が前提にはなっていないと総務局に伺っており、今後も引き続き新規採用が確保されるよう必要に応じて関係局へ働きかけてまいりますのでよろしくお願いいたします。
- 当局といたしましては、職制としての責任を果たすとともに、勤務労働条件にかかる交渉事項が発生した場合におきましては、皆様方と誠実に協議してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

(局)

- 以上をもちまして、本日の交渉を終了いたします。